

第1号様式（第7条関係）
（その2）高効率空調機器用

※市記載欄 (申請者記入不要)	
--------------------	--

補助金交付申請書

申請書を提出する日を記載

申請日	令和6年〇月〇日
-----	----------

(宛先) 八戸市長

申請者 (補助金の交付を受けようとする者)	住所又は所在地※1	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 八戸市〇〇一丁目〇番〇号	・住所については、申請日現在の現住所を記載 ・法人の場合は、申請日現在の主たる事務所の所在地を記載
	氏名又は名称等※2	(フリガナ) ハチノヘ タロウ 八戸 太郎	
	電話番号※3	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	平日の日中に連絡が取れる電話番号を記載
	FAX番号	0178-〇〇-〇〇〇〇	
	E-mail	〇〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇	
	担当者(法人のみ)		

※1)法人の場合は、主たる事務所の所在地 ※2)

八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金
則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助対象設備・補助金交付申請額

補助対象設備の設置場所(所在地)		八戸市〇〇一丁目〇番〇号			
設置場所の区分① (住宅/事業所)	住宅	設置場所の区分② (建築物の所有権)	申請者以外の所有	設置場所の建築物の状況 (既築/新築中/新築予定)	既築
設置する 高効率空調機器	メーカー名・型式	株式会社〇〇(メーカー名)・■■■-■■■(型式)		製品の区分 (家庭用/業務用)	家庭用エアコン
	補助対象経費※4	住宅に設置する場合 80,000 円			
補助金交付申請額※5		40,000 円			

・水色のセルは自動計算

※4) 高効率空調機器の購入

※5) 補助対象経費×1/2(千円未満)

・添付書類として提出するカタログ等の写しを確認して記載
・事業所に設置するエアコンであっても、家庭用の製品であれば、「家庭用エアコン」を選択(交付要綱別表の4の表の要件(2)アの場合は家庭用エアコン、イの場合は業務用エアコン)
・メーカーや型式が異なる複数の種類のエアコンを設置する場合は、次のように入力し、メーカー名・型式、製品の区分(家庭用/業務用)が分かるリストを別途作成の上、提出すること
【メーカー名・型式】「別添資料参照」と入力
【製品の区分(家庭用/業務用)】「別添資料参照」を選択

2 事業着手・設置完了

事業着手(予定)日 (契約締結(予定)日)	令和6年〇月〇日	設置完了(予定)日	令和6年〇月〇日
--------------------------	----------	-----------	----------

3 施工販売事業者 ※契約(予定)の相手方

事業者名	〇〇〇〇株式会社	事務所所在地	八戸市〇〇〇〇
代表者氏名	〇〇 〇〇	担当者	〇〇 〇〇
電話番号	0178-〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	178-〇〇-〇〇〇〇
E-mail	〇〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇		

4 本申請に関する連絡先 ※該当する方に☑

<input checked="" type="checkbox"/>	申請者本人
<input type="checkbox"/>	上記の施工販売事業者

・申請受付から交付決定までは少なくとも2週間程度の期間を要するため、事業着手(予定)日(契約締結(予定)日)は、申請日から2週間以降の日とすること
・設置完了(予定)日は、実績報告書の提出期限(令和7年1月31日)を踏まえた日とすること

5 添付書類

左記の添付書類を添えて、交付申請書を提出すること

- (1) 補助対象設備のメーカー名、型式(型番・品番)等を確認できる書類 ※カタログの写し等
- (2) 補助対象設備の要件に該当することを確認できる書類 ※該当製品であることが分かるホームページの写し等
- (3) 補助対象経費に係る見積書及びその内訳を確認できる書類
- (4) 設置場所の住宅又は事業所の所在地を確認できる位置図
- (5) 発行から3か月以内の納税証明書(市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の原本
※納税状況を確認することに同意する場合は不要(次の同意欄参照)
- (6) 申請者が所有していない住宅又は事業所に補助対象設備を設置する場合は、当該住宅又は当該事業所の所有者からの同意書(別紙1) ※当該住宅の所有者と申請者が同居している場合は不要
- (7) 住宅に補助対象設備を設置する場合は、(1)から(6)までのほか、申請者が当該住宅に居住していることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の住民票の写し
- (8) 事業所に補助対象設備を設置する場合は、(1)から(6)までのほか、次の書類
 - ア 中小企業者等 確認書(別紙2)
 - イ 申請者が中小企業者等であることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し
 - ウ 申請者が当該事業所において事業を営んでいることを確認できる書類 ※営業証明書の写し等

同意

私は、八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金の交付申請にあたり、次の税目について滞納がない旨を証明するため、私(申請者)の納税状況を確認することに同意します。

・市民税 ・法人市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税

✓

上記の内容について確認し、同意します。(「✓」を入れてください)

同意しない場合は、発行から3か月以内の納税証明書(市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の原本を添付書類として提出

私は、八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業

- 1 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱第2条第3号に規定する排除措置対象者には該当しません。また、このことの正当性を確認するため、八戸市が青森県警察八戸警察署長へ照会する可能性があることについて承諾します。
- 2 同一の補助対象設備について、他の補助金の交付を受けていません。
- 3 補助事業により取得した財産については、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはしません。これに反した場合は、補助金を返還します。
- 4 八戸市から、補助事業に関する調査等の依頼があったときは、協力します。
- 5 設置する補助対象設備は、八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱別表に定める要件を全て満たしており、かつ、同要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しません。
- 6 申請書に記載の添付書類のほかに、八戸市から書類の提出を求められた場合は、速やかに対応します。
- 7 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や、八戸市補助金等の交付に関する規則及び八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱並びにこの補助金に関する手引書の類(以下「関係規定等」という。)に反する不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。
- 8 補助事業に係る取得財産や経理関係書類等については、関係規定等に基づき適切に整備し、保管・管理します。
- 9 その他、関係規定等を熟読し、適切に補助事業を実施します。

✓

上記の内容について確認し、誓約します。(「✓」を入れてください)

申請前に改めて交付要綱等を読んで、交付要件等を確認すること

氏名又は名称等 八戸 太郎

同意書

申請者が所有していない住宅又は事業所に高効率空調機器を設置する場合のみに提出が必要な書類(ただし、当該住宅の所有者と申請者が同居している場合は不要)

申請書を提出する日を記載

作成日

令和6年〇月〇日

(宛先) 八戸市長

- ・住所については、申請日現在の現住所を記載
- ・法人の場合は、申請日現在の主たる事務所の所在地を記載

建物の所有者	住所又は所在地※1	〒〇〇〇-〇〇〇〇 八戸市大字〇〇字〇〇〇番地〇
	氏名又は名称等※2	(フリガナ) ナンゴウ ジロウ 南郷 次郎
	電話番号※3	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	FAX番号	0178-〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇
	担当者(法人のみ)	

法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載

平日の日中に連絡が取れる電話番号を記載

※1)法人の場合は、主たる事務所の所在地 ※2)法人の場合は、名称及び代表者の氏名 ※3)平日の日中に連絡が取れる電話番号

八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金の交付申請にあたり、下記のとおり、私が所有する建物に申請者が補助対象設備(高効率空調機器)を設置することに同意します。

- ・補助対象設備を設置する住宅又は事業所の所在地を記載
- ・設置場所の区分については、住宅と事業所のいずれかを選択

補助対象設備の設置場所(所在地)	八戸市内丸一丁目1番1号		
設置場所の区分 (住宅/事業所)	住宅	補助申請者	八戸 太郎

中小企業者等 確認書

事業所の敷地内に補助対象設備を設置する場合のみに提出が必要な書類(住宅の場合は不要)

1 申請者

氏名又は名称等※	八戸 太郎
----------	-------

※)法人の場合は、名称及び代表者の氏名

水色のセルは自動入力(申請書の入力内容を反映)

2 該当区分

主たる事業	要件(次のいずれかを満たすこと)		中小企業基本法の該当条項	中小企業者(会社又は個人)※1 (該当する区分に○)	会社以外の法人であって、 中小企業者に準ずるもの※2 (該当する区分に○)
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数			
①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く。)	3億円以下	300人以下	第2条第1項第1号	<input type="radio"/>	
②卸売業	1億円以下	100人以下	第2条第1項第2号		
③サービス業	5千万円以下	100人以下	第2条第1項第3号		
④小売業	5千万円以下	50人以下	第2条第1項第4号		

該当する区分の欄に「○」を入力
(プルダウンから選択)

「会社以外の法人であって、中小企業者に準ずるもの」に該当するかどうかは、中小企業基本法第2条第1項各号中「会社」及び「会社及び個人」とあるのは「法人であって会社以外のもの」と読み替えて適用し、判断をすること

※1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者をいう。

※2) 当該法人に該当するかどうかの判断をするときは、中小企業基本法第2条第1項各号中「会社」及び「会社及び個人」とあるのは「法人であって会社以外のもの」と読み替えて適用し、当該判断をするものとする。